

会 議 録

- 1 附属機関の名称 水戸市個人情報保護審議会
- 2 開催日時 令和7年8月28日(木) 午前9時30分から午前10時40分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎3階 会議室304
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 水口 二良, 古屋 等, 野口 宏, 町 英朋, 橋爪 英輔,
石川 知子, 田山 知賀子
 - (2) 執行機関
総務法制課 黒澤 純一郎, 雲藤 尊範, 根岸 正弥, 草地 直幸, 芳賀 美穂,
林部 慧太
デジタルイノベーション課 北條 佳孝, 板橋 佳広, 大坪 祐季
市民課 木村 清美
市民税課 海老澤 守
 - (3) 株式会社RSコネクト 2名
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 議題
住民基本台帳に関する事務及び個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について
 - (2) 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 諮問書
 - (2) 水戸市個人情報保護法施行条例
 - (3) 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋)
 - (5) 特定個人情報保護評価に関する規則
 - (6) 特定個人情報保護評価書の概要について
 - (7) 全項目評価書(案)について
 - (8) 特定個人情報保護評価書(全項目評価)(住民基本台帳に関する事務)
 - (9) 特定個人情報保護評価書(全項目評価)(個人住民税に関する事務)
 - (10) 特定個人情報保護評価書点検結果報告書(住民基本台帳に関する事務)
 - (11) 特定個人情報保護評価書点検結果報告書(個人住民税に関する事務)
 - (12) 答申書
- 9 発言の内容
(事務局) 皆様おはようございます。定刻になりましたのではじめさせていただきます。
本日は御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。
この後、審議会の開催に移りますが、本日は、ペーパーレスということでタブレットで会議を進行していきます。
それでは、ただいまから令和7年度第1回水戸市個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議会は、任期を新たにしての最初の審議会でございますので、はじめに会長及び副会長の選出を行いたいと存じます。会長及び副会長につきましては、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(会長及び副会長の選出)

(事務局) ありがとうございます。会長を____委員，副会長を____委員と決定いたします。____委員，____委員，席の御移動をお願いいたします。

(席の移動)

(事務局) それでは、水戸市個人情報保護法施行条例第7条第1項の規定に基づきまして、____会長に議長をお願いいたします。

(議長) ただいま、会長に選出いただきました____でございます。審議の御協力をお願いいたします。

それでは始めに、この審議会の会議の公開等について事務局から説明願います。

(事務局) はい。この審議会は、お手元の資料3の水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条に基づき、原則公開となります。また、同規程第7条により会議終了後に、会議録を作成し、2人以上の委員の署名をいただいた上で公開することとなります。つきましては、会議録に署名する委員を2人選出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長) それでは、会議録に署名していただく委員は、____委員と____委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) それでは、会議録の署名は、____委員と____委員をお願いいたします。
次に、本日の流れについて、事務局から説明願います。

(事務局) 本市において既に作成し、公表をしている特定個人情報保護評価書でございますが、一部事務において評価の再実施を行った後に審議する必要があります。

評価の再実施に伴う評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づき、本審議会で御審議いただくものでございます。

つきましては、担当課であるデジタルイノベーション課から諮問の上、御説明させていただき、御意見等をお伺いしたいと考えております。

なお、この後入室するデジタルイノベーション課から特定個人情報保護評価書の評価・点検を実施した株式会社R S コネクトの職員を説明のため同席させたいとの申出がありましたので、委員の皆様の了承をいただきたいと思います。存じます。

(議長) ただいま事務局から説明のありました株式会社R S コネクトの職員を同席させてよろしいでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) それでは、特定個人情報保護評価書について諮問及び説明を行うため、デジタルイノベーション課，市民課，市民税課，株式会社R S コネクトの職員を入室させていただきます。

(デジタルイノベーション課等 入室)

(議長) 諮問に関する進行は、事務局をお願いします。

(事務局) それでは、デジタルイノベーション課から諮問を行います。

(デジタルイノベーション課 諮問書を朗読し、会長に手渡す。)

(事務局) 諮問書につきましては、資料1として、ただいま画面に表示しているところでございます。諮問については、以上でございます。

(議長) それでは、諮問第1号についてデジタルイノベーション課から説明願います。

(デジタルイノベーション課) はい。では今回、皆様に御審議いただく特定個人情報保護評価書につきまして、資料6を御覧ください。「特定個人情報保護評価書の概要について」を御説明させていただきます。

資料6の「1 特定個人情報保護評価書」について御説明させていただきます。特定個人情報保護評価書は、平成27年に施行されたマイナンバー制度により、特定個人情報、これはマイナンバーを含む個人情報でございまして、これの漏えい等の事故を防止するため、そのリスクの分析と、セキュリティ対策について記載し、その内容を明らかにするものでございます。

地方公共団体は、個人番号利用事務ごとに保有する特定個人情報の対象人数、この数は市外に転出した住民分を含む数であり、こちらに応じまして、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書を作成し、公表することが求められているところでございます。

この3種類の違いにつきましては、下の枠にあるとおり、対象人数等によって分けられるところでございます。

今回皆様に御審議いただく特定個人情報保護評価書につきましては、全項目評価書であって対象人数が30万人以上の場合に作成し、公表するものでございます。

該当するものにつきましては、住民基本台帳事務と個人住民税事務になります。

「2 特定個人情報保護評価の再実施」を御覧ください。今回、なぜ特定個人情報保護評価の再実施が必要になったかということでございます。この特定個人情報保護評価書を作成した地方公共団体につきましては、国が定めた規則及び指針の規定に基づきまして、作成した評価書の見直しを行う必要がございます。

国が定める地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳に関する事務及び個人住民税に関する事務で使用しているシステムにつきまして、来年令和8年1月から、政府が運用するガバメントクラウドの運用を開始する予定でございます。

ガバメントクラウドの運用を開始することに伴いまして、特定個人情報の保管場所が、従来の保管場所からガバメントクラウドへ変更となることから、特定個人情報保護評価の再実施が必要となる重要な変更に応じまして、全項目評価書を改めて見直し、作成することとしたものでございます。

内容の変更に当たりましては、特定個人情報保護評価に関する規則において、広く住民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行うこととされております。さらに見直しを行った全項目評価書につきましては、個人情報保護に関する識見を有する者による第三者点検を受けることが義務づけられていることから、水戸市個人情報保護審議会に諮問させていただくものです。

「3 住民への意見の求め」としましては、今回の全項目評価書案につきまして、令和7年7月15日から1か月間意見公募手続きを行いました。こちらによる市民等からの意見の提出はございませんでした。

「4 第三者点検の実施」としましては、こちらの全項目評価書案の内容につきましては、

今回の個人情報保護審議会の委員の皆様によって、国の定める指針により審議を受けることになっておりますが、地方公共団体の個人情報保護や情報セキュリティに関し、知見のある事業者へ委託をしまして、委託業者による点検を事前に実施いたしました。議事を御審議いただくに当たり、本市の全項目評価書案のほか、委託事業者の点検結果報告書を資料 10 及び 11 として参考に添付しております。

全項目評価書の第三者点検につきましては、当該議事の議決をもって完了したものとさせていただきますと考えております。

続いて資料 7「全項目評価書（案）について」を御覧ください。先ほど、特定個人情報保護評価書の概要について説明させていただきました。資料 8 と 9 の特定個人情報保護評価書の全項目評価書案の概要について、御説明をいたします。

「1 全項目評価書の対象となる事務」としましては、(1) 住民基本台帳に関する事務で、資料 8 になります。こちらにつきましては、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の記載や、住民基本台帳ネットワークなどの事務に関するものを、体系的に整理したものになります。(2) 個人住民税に関する事務は、資料 9 になります。こちらにつきましては、地方自治法に基づく個人住民税の賦課・収納等について整理をしたものになっております。

「2 全項目評価書（案）の概要」としましては、先ほど御説明した全項目評価書の記載内容等について整理したのになります。

「(1) 実施体制について」でございますが、全項目評価書は、事務単位で作成することから、対象事務の主幹部署及びシステム主管部署において協働で作成をしております。また評価書の取りまとめについては、デジタルイノベーション課で行っているものでございます。

「(2) 記載内容」としましては、表 1 のとおりでございます。それぞれの事務について項目「Ⅰ 基本情報」から「Ⅵ 評価実施手続」までをまとめているところでございます。簡単に御説明しますと、「Ⅰ 基本情報」としましては、住民基本台帳及び住民税を取り扱うシステムについてそれぞれ記載をしているところでございます。それぞれの事務において、どのようなシステムを利用しているというものをまとめたものでございます。「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」としましては、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの把握のため、特定個人情報ファイルの項目等について記載をしているところでございます。ページを返していただきまして、2 ページを御覧ください。「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」については、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおきまして、例示されている各リスクに対する対応についてまとめております。セキュリティリスクに対してどのような対応をとるべきかということを記載しております。「Ⅳ その他のリスク対策」としましては、特定個人情報の取扱いに関する自己点検、監査、職員研修の状況について記載しております。「Ⅴ 開示請求、問合せ」としましては、それぞれ、開示請求の請求先等について記載しております。「Ⅵ 評価実施手続」としましては、評価書案に対する意見公募手続結果や第三者点検結果等について記載をしているところでございまして、意見公募手続については実施済みでございます。第三者評価については、本審議会の結果をもって記載させていただきます。

「3 委託事業者による点検結果」でございます。それぞれ全項目評価書につきましては、記載事項が多岐にわたり、非常に量が多いことから、事前に外部委託事業者による点検を実施しておりまして、点検結果につきましては資料 11 にまとめているところでございます。

「4 点検結果に対する対応」としましては、それぞれの事務につきまして委託事業者から、記載内容は概ね適切な内容であるとの点検結果の報告を受けているところでございます。点検結果報告につきましては、株式会社 R S コネクトから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(R S コネクト) はい。それでは点検を実施させていただきました株式会社 R S コネクトより報告をさせていただきます。資料は 10-1 と 11-1 になります。それぞれ 10-2 と 11-2 が続きます。

それぞれの事務について報告書を分けて作成しておりますので、住民基本台帳に関する事

務から御説明させていただきます。先ほど御説明がありました住民基本台帳に関する事務の全項目評価書案を弊社において確認させていただきました。その点検結果の報告書が、資料10－1「特定個人情報保護評価書第三者点検結果報告書」です。

まず、1ページ目に記載させていただいた報告書の内容ですけれども第1ブロックは、さきほど、御説明がありました第三者点検の必要性についてです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上で定められているタイミングが3つございます。第2ブロックではその3つのうち、重要な変更が評価書に加えられた経緯から、今回弊社が点検をさせていただいたという趣旨が述べられています。第3ブロックでは、点検するに当たりまして、審査の観点という、国の指針が示されておりますので、そちらに基づいて、弊社は確認させていただいたということを記載させていただいております。

報告書2ページになります。こういった対象に対して、どういうやり方で、どういうスケジュール、メンバーで、点検させていただいたのかを記載しております。詳しくは資料10－2「別紙1「変更点チェック（住基事務）」」に点検結果を記載しております。こちらの構成と結果を御説明いたします。

全項目評価書案を弊社で精読させていただいた結果、先ほど審査の視点で見ていくところといったところに疑義があるといったことを点検表にまとめさせていただきました。いわゆるこれは質問表になります。この質問表に対して、事務の主管課である市民課に回答を求め、また、現場などを確認させていただいた結果、第三者点検という右側の項目の調書欄の一次判定欄で一次チェックをさせていただきました。こちらが適合になっていれば、疑義があった点に対する質問回答が概ね問題ないと判断したものであります。一次判定で経過観察という項目が一部あります。この経過観察には、要改善というレベルと観察事項という住み分けがあるのでありますが、今回はここが確実に改善が必要だという指摘は特にありませんでした。

観察事項として念のためここは確認したいというところのみが残り、その準備事務については、資料10－2の資料の一番最後のページの右下に、それぞれの結果を記載しております。住基事務は全部で21の質問があり、10が適合し、残りの11が観察事項として追加確認が必要なことがありました。そちらに対して二次点検をするため、一次点検をして残った観察事項に対して改善を依頼し、その結果を確認させていただいたのが二次点検になります。最終的な最終判定結果というこの表の一番右側の欄が適合と判断しているものは、一次点検に課題があったとしても、二次点検の際には問題なくクリアできていたというものになります。その結果、最終判定結果は、全ての事項が適合と判断されましたので、1回目の質問に対する経過観察が11項目ありましたところも全て適合ということで、内容を確認させていただきました。

従いまして、最終的な結論としましては、資料10－1の3ページ目に書かせていただきましたが、変更点チェックで確認させていただき、最終評価の結果がすべて適合となっておりますので、住民基本台帳に関する事務の全項目評価書案は、運用指針に照らし合わせて、適切な対応になっていると判断をさせていただきました。

続いて資料11－1と11－2の資料です。構成は全く同じになっております。対象となる事務は、資料9に示されております個人住民税に関する事務です。

1ページ目は先ほどと重複しますので割愛させていただきますが、こちらも重要な変更が加わったため、第三者点検を実施したものであります。2ページ目についても同じ構成になっております。

資料11－2「別紙1「変更点チェック（個人住民税事務）」」を御覧ください。住基事務と同じように、個人住民税事務でも質問表を作りました。個人住民税事務は全部で24項目質問があるところ、それに対して、事務の主管課である市民税課に回答を求めました。一次評価の結果、観察事項として適合以外と評価したのものに関しては、8項目でした。こちらに対して、資料の修正、対策の見直しを御検討いただき、二次チェックをさせていただいた結果、こちらの最終判定結果も表の右側の欄に示すとおり8項目全て適合というレベルになり、問題は解決されておりました。

従いまして、資料11-1「特定個人情報保護評価書第三者点検結果報告書」2ページから3ページにかかりますが、結論は先ほどと同じく、個人住民税に関する事務の全項目評価書案の内容は、国が示す指針どおり適切な内容という判断に至りました。以上が個人住民税事務の報告になります。

(デジタルイノベーション課) ただいま報告がありましたとおり、外部委託事業者から点検を受けまして、今回の特定個人情報保護評価書案につき、委員の皆様にご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長) ただいまの説明につきまして、委員の皆様、御意見御質問等があれば発言願います。

(____委員) この検証の仕方ですが、人的にチェックしているのでしょうか。例えば変更事項の確認はどういう形で行っているのでしょうか。機械やシステムで全部を検証するような形で行っているのでしょうか。

(R S コネクト) 人の目になります。評価書に記載されている内容に対して質問項目がありまして、この評価書の記載内容が適切な内容に修正されたかどうかというのをまた人の目で確認させていただきました。そして現場を確認する必要がありましたら、現場も確認させていただいて、適切な内容になっているかというのを人の目で確認をしております。

(____委員) ガバメントクラウドというのはA I は使用しているのですか。A I の使用は反映されないのですか。

(デジタルイノベーション課) 今回の評価書の中ではA I のシステムは使いませんので、国が提示しているガバメントクラウドシステムについて、____委員がおっしゃるようにA I が組み込まれることもあるかもしれないのですが、そういうものを組み込む場合は、もう1回こういったP I Aが必要になる場合があるかもしれませんが、今回は含んでおりません。

(____委員) サイバー攻撃とかのリスク管理とかは記載されないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 評価書の中にとのことですね。資料8の44ページ「住民基本台帳（全項目評価書）のⅢの7⑥技術的対策に不正アクセス対策として、ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入など、外部からの攻撃に対してはこのような対策を講じている旨記載しております。

(____委員) では問題ないということですね。

(デジタルイノベーション課) はい。

(____委員) 今の点について、外部ネットワークからは切り離しているという記載がありますが、データはやり取りするわけですね。その際に外部から入ってきてしまうことはないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) ガバメントクラウドにつきましては、今回の事務については、専用の回線を通すことになっておりまして、外部のインターネットとは隔絶された回線になりますので、その点は問題ありません。

(____委員) ファイアウォールの話とはまた別の話なのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。回線の関係になりますが、ガバメントクラウドは政府が用意するものでございまして、政府が安全を担保しているというようなものでございます。

(____委員) ガバメントクラウドの利用に当たり、庁内との接続の際には1回外に出る必要があるものなのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 庁外との専用線でガバメントクラウドに繋がり、庁内の接続も一旦インターネットに繋がるわけではありません。これは一般の方が使うような、インターネット回線ではなく専用回線に繋ぐので、ほかの方がアクセスできるような環境にデータを置くようなわけではございません。

(____委員) 庁内のものが全てガバメントクラウドに繋がっているわけではないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 庁内全てが繋がっているわけではありません。

(____委員) その時に、ガバメントクラウドと繋がっているものと繋がっていないものが通信するときにガバメントクラウドを通じてやり取りするのでしょうか、それとも直接やり取りするのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 途中でファイアウォールで通信の制御は行っておりますので、勝手にガバメントクラウドに繋げるようことにはならないようになっております。

(____委員) 庁内のパソコンに個人情報が入っているとすると、それはどうなりますか。ガバメントクラウドに繋がっていない端末はどうなりますか。

(デジタルイノベーション課) 庁内の通常使うパソコンについては、そもそも基幹系というものと庁内系というものに区分されておりますので、端末自体を分けてあって、そこは問題ありません。

(____委員) では個人情報は入っていないということでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 入っております。庁内系でも個人情報を扱ってはいるのですが、そのやり取りについては、厳密に取り扱っております。直接線も繋がっておりませんので問題はありません。

(____委員) 庁内系の個人情報が入っているパソコンはどうなっているのですか。

(デジタルイノベーション課) こちらについては、この事務の評価書へ記載する必要のないものになっておりますが、別の体系となっておりますので、本市が定めるセキュリティポリシー等に基づいて運用をしているところです。

御心配いただいている点につきまして、今回のこの基幹業務の住民基本台帳と個人住民税のシステムと庁内系のシステムは別物であるという前提から庁内系システムにおける御懸念かと存じます。補足なのですが、庁内系のパソコンにつきましては、インターネットに直接繋がらないような形になっております。市役所の業務として、インターネットを閲覧するときにございますけれども、それは仮想ブラウザシステムを使っております。パソコンがインターネットに繋がるということではなくて、ミラーリングのような方法でブラウザだけを画面転送、画像転送といった形で閲覧している形になります。そういったプロトコルの通信もちろんですけれども、それ以外の通信については、遮断しておりますので、インターネットに直接データが送れるような環境ではないということで御認識いただければと思います。

(____委員) 資料7においてリスク対策についての記載がありますが、特に職員研修の頻度や対象についてはいかがでしょうか。毎年度実施するのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 職員研修につきましては、原則として職員全員を対象とした研修を年1回行っております。これにつきましてはテスト形式でチェックリストに全員にチェックさせて、回答がない職員については、基幹系システムの利用を停止するといった厳しい条件をつけた上で、全員が必ず研修を受けるよう運用をしております。合わせて、新規採用等で初めてマイナンバーのシステムを使う職員や異動があった職員に対しても、対面でマイナンバーについてしっかり学ぶための研修を実施しております。

(____委員) いろいろなリスクがありますからしっかりやっていただきたいと思います。

(デジタルイノベーション課) はい。

(____委員) ガバメントクラウドというのはどのようなものでしょうか。また、ガバメントクラウドの運用に当たっての水戸市の責任と国の責任のすみ分けはいかがでしょうか。

(____委員) ガバメントクラウドの保護評価というのはデジタル庁が行っていて、今回の諮問の対象になっていないので、説明がなかったのではないのでしょうか。資料中でその点を引用してあれば分かりやすいのかなと思いました。令和4年頃にデジタル庁が保護評価を実施していたはずで、今回、その政府が用意しているものを水戸市が使うということかと思います。

(____委員) 国の責任と水戸市の責任がどうなってるのかという点が不明瞭だったので確認したいです。____委員の説明のとおりでしょうか。

ガバメントクラウドというものに新しくなるということで評価が必要だという御説明だったのですが、水戸市はガバメントクラウドの評価は一切行っていないですね。ガバメントクラウドを使う水戸市として、使う場合の何らかの対策がないのか、または水戸市はガバメントクラウドに対しては全く責任っていうのは生じないのかという点はいかがでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。ガバメントクラウドの契約については、国のデジタル庁とクラウド業者である各社とが契約をしており、そのクラウドを水戸市が使用できるように国と契約を結び、使用する形になります。ガバメントクラウドのセキュリティや責任については、国がリスク対策を行うことになり、今回の再評価の対象については、特定個人情報の保管の場所が変わるということにより、水戸市においてはガバメントクラウドにおける特定個人情報の消去方法等を評価するようになっております。その他詳細なリスク対策とかセキュリティ対策については国に責任があるものでございます。

記載内容についても、国から例示があったものでございまして、水戸市の現状に合わせて記載する必要はあるのですが、先ほど____委員がおっしゃったように、管轄としては国になるというところでございます。

(____委員) 国が提供するものだとしてもリスクはあるとは思いますがいかがでしょうか、国でも住民情報を持つことになるのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(____委員) サイバー攻撃を受けてしまった場合は、全国の自治体全てがデータ使えなくなってしまうことになりませんか。

(____委員) それは総務省かデジタル庁がガバメントクラウド自体の保護評価をしていることを前提していて、それを水戸市や各自治体が接続するというものなので、今回は接続する側のリスク評価と、それから人材的な人的資源の整理ですね。そこが論点だと思います。私の意見を申しますと、資料6の注4に疑問が出る方も市民の中にはいらっしゃると思うので、そこにデジタル庁がもうガバメントクラウド自体の評価を実施済であることを引用の形で入れると分かりやすいのかなと思います。これをそのまま公開するわけではないかもしれませんが、今回の諮問の対象を明確にするためには入れたほうがいいのではないかと思います。確かに____委員の御懸念はすごく分かるのですが、総務省が率先してやっているものであると思いますので。

(デジタルイノベーション課) ____委員がおっしゃるようにそれぞれの管轄ごとにP I Aを行うことになっておりまして、今回皆さんに御審議いただくのは、水戸市における研修や特定個人情報の保管の仕方になっております。ガバメントクラウドそのもの自体を御審議いただくのはできないのですが、その観点でよろしくをお願いいたします。

(____委員) マイナポータルというのは総務省の管轄になるのでしょうか。こちらは関係ないのでしょうか。

(____委員) マイナポータルは内閣府だったかと思います。

(____委員) 税金の情報がマイナポータルに登録されますが、その情報は水戸市としてどのように扱っていますか。

(デジタルイノベーション課) 市はマイナポータルを手段として使用しています。マイナポータル自体のP I Aは総務省やデジタル庁が行います。

(____委員) では使うだけですわね。

(デジタルイノベーション課) はい。水戸市は使うだけです。また新しくマイナンバーを使う場合で、マイナポータルを使うようであればP I Aを再実施することになります。

(____委員) マイナンバーと免許証の話は国交省になるのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) マイナ免許証のことでしょうか。

(____委員) はい。

(デジタルイノベーション課) その場合は県警や警察署、国土交通省も関係するかもしれません。その情報を使う場合にシステムを導入すると、P I Aが必要になると思います。また、マイナ免許証の主管するところがP I Aを実施することになります。全体からはなかなか国と市とがそれぞれ管轄とする部分が見えてこないのですが、定められた管轄ごとに実施していくことになります。

(____委員) 管轄間の溝みたいなものは発生しないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 漏れがあると確かに問題ですね。その溝が発生しないように丁寧に確認していく必要があると思います。

(____委員) 今回ガバメントクラウドに接続するに当たりまして職員が行う業務に変更があると

したら、研修の内容に盛り込むなどの具体的な変更点はあるのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 研修の内容については、まだ変更点はありません。運用については来年の1月から変わるものなのですが、研修ではなく現在運用テストを実施しております。システム自体をガバメントクラウド用の標準化後のシステムに変えることになりますので操作する画面が現在のものと変わる予定です。現在使用している個人住民税事務や住民基本台帳事務のシステム自体が変わるので、このテスト期間で新しいシステムの操作をして、実際にシステムに慣れてもらうよう、各職員には試してもらっています。

(____委員) それでは自治体の接続が始まったときに備えてテストを行っているのですね。

(デジタルイノベーション課) はい。

(____委員) ちなみにそのテストというのは、一種の事前研修のように思えるのですが、それは、全職員は必ずテストすると義務づけしているのでしょうか、それとも試したい人はこの期間に試してほしいというものなのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 水戸市には2,000人の職員がおりますが、全職員にではなく、税務システムなどの基幹系システムを使用する業務を管轄している部・課に対して、所属している職員に操作するよう依頼しています。いきなりシステムが変わって対応できないといけませんので、対象部署の職員に周知しているところです。

(____委員) 実際にテストをしてみて、職員の方からのフィードバックやシステムの操作、クラウドの混乱が生じたときなどサポートについて、テスト期間中はどのような体制になっていますか。

(デジタルイノベーション課) 体制については、システムを統括しておりますデジタルイノベーション課で相談を受け付けるほか、本庁舎に常駐しているシステム事業者が待機しておりますので、そちらにおいても電話や連絡票等で問合せに対応しております。あわせて、システム事業者において掲示板、オープンサイトのようなものを用意しておりますので、そちらを運営するシステム事業者の本社側にも担当SEが待機しておりますので、対応が可能です。例えば、住民基本台帳事務のSEに対して、システムが新しくなることによって今までできていた業務ができなくなってしまうとか、今まで出せていた帳票が出せなくなる可能性があるといった質問ができるので、各担当SEに回答していただくという流れで課題等を解消する取り組みをしているところです。

(____委員) システムを入れ替えてしまうのですか。

(デジタルイノベーション課) はい。

(____委員) それは水戸市でお金を出すことになるのですか。国が出してくれるのですか。

(デジタルイノベーション課) ガバメントクラウドに移行する標準化の対象事務であれば、国が補助金として拠出することになっているので、今回の入替えも対象となります。

(____委員) 部署によっては従来のもののままですか。全てがガバメントクラウドに移行するのですか。

(デジタルイノベーション課) 全部ではありません。移行は対象事務に限ったもので、市には対

象ではない事務もあります。今回は、基幹系のシステム、パッケージシステムにはなるのですが、基幹系システムを使用する税や福祉といった事務については、ほぼ全て入替えと認識していただければと思います。

(____委員) 税金関係のシステムは国税とは繋がっているのですか。国税は関係ないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 国税とは関係ありません。

(____委員) 住民税は国の申告書を元に計算しますが、それはデータのやりとりはしていないのでしょうか。

(デジタルイノベーション課) 国から申告書のデータが送られてきています。今もデータでのやりとりになっています。

(____委員) 国から提供されるのですね。

(デジタルイノベーション課) はい。

(議長) ガバメントクラウドを使うことのメリット、デメリット、リスクはいろいろあると思うのですが、ガバメントクラウドに移行することは決定事項として、ここでの審議内容はガバメントクラウドを使用する場合の中身の審議ということになりますので、そういうことでよろしいですね。

(デジタルイノベーション課) はい。

(議長) ほかに意見等がないようですので、デジタルイノベーション課、市民課、市民税課、株式会社R S コネクトの職員の方々は、退室願います。

(デジタルイノベーション課等 退室)

(議長) 責任については説明があったとおり、ガバメントクラウド自体の安全性の責任をもちろん、セキュリティ等は国の方で考えていくものですが、そこにアクセスしていく段階での責任は水戸市にあるわけです。もしそこに落ち度があれば水戸市に責任があるということなので、それで今回は事前に委託事業者にチェックしていただいたものですが、その結果としては、全部問題なしという結果が出ています。

それでは、審議を行いたいと思います。御意見等あれば発言願います。

(議長) 共通のクラウドなので、先ほど御質問がありました水戸市の場合とはともかくとして、クラウド管理されてる方たちはあらゆる情報にアクセスできてしまう統一管理ですので心配もありますが、今回の審議事項ではないので。

審議会として特段の御意見がなければ、答申案の検討に入りたいと思います。問題なしということであれば答申案をお示しします。

(答申案配布)

(議長) 全項目評価書案でよろしいかどうかですが、御意見いかがでしょうか。なければこちらでよろしいでしょうか。この全項目評価書案について審議の結果よいかということですが、全員一致でよいということになりました。

それでは、この答申案でよろしいか採決に移りますけれども、挙手でこの答申案でよろしい方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) それでは答申を行いますので、デジタルイノベーション課に入室していただきます。

(デジタルイノベーション課 入室)

(答申)

(議長) それでは、デジタルイノベーション課の職員は、退室願います。

(デジタルイノベーション課 退室)

(議長) 以上をもちまして、令和7年度第1回水戸市個人情報保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。